

---

種 別： 論説

タイトル： WTO上級委員会の「分析完遂（completion of the analysis）」にみる司法敬讓（2）

著 者： 服部 莉奈

所 収： 『上智法学論集』第68巻3-4合併号（令和7年3月）61-102頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 論 説

---

# WTO 上級委員会の「分析完遂 (completion of the analysis)」にみる司法敬讓 (2)

服部 莉奈

---

- 三. 当事国による上訴/分析完遂要請に対する上級委員会の柔軟性
  1. 分析完遂を求める際にとるべき上訴方法
    - (1) 上訴通知を通じた上訴
    - (2) 明示的な分析完遂の要請の必要性
  2. 上級委員会判断の検討
    - (1) 上訴されていない論点に対する分析完遂の可否
    - (2) 上訴されたが明示的な要請がない場合の分析完遂の可否
  3. 小括
- 四. 十分事実条件に対する上級委員会の柔軟性
  1. 上級委員会が利用可能な「事実」とは何か
  2. 事案ごとの事実認定の困難性

→次号へ続く。

\*本研究は JSPS 科研費 24KJ1987 の助成を受けたものです。

### 三. 当事国による上訴/分析完遂要請に対する上級委員会の柔軟性

前章では、上級委員会の分析完遂裁量を制限する DSU <sup>(1)</sup>17 条上の制約の一つとして、「上訴された論点による制約」、すなわち、上級委員会がある問題について判断するにはその点に対して当事国から上訴されていることが前提条件となることを確認した。そして、(単なる法的判断よりもより狭い意味

---

(1) 「WTO の紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (Dispute Settlement Understanding)」を指す。本稿では略称である「DSU」を使用する。

の「分析完遂」を行うための条件について明記した規定はないものの、当事国は上級委員会に確実に分析完遂を行わせるべく、その上訴通知/その他上訴通知(以下、区別が不要な場合には単に「上訴通知」という。)の中で、多くの場合に分析完遂の要請も明記した上訴を行ってきたことにつき説明した。その上で、しかしながら上級委員会自身は、分析完遂を行うためにそのような要請が必要条件であるか否かについては明言してこなかったこと、及びこの点に上級委員会が一定の裁量の余地を残している可能性について指摘した。それに続く本章では、かかる可能性について実証的に検証すべくより詳細な検討を試みる。

## 1. 分析完遂を求める際にとるべき上訴方法

### (1) 上訴通知を通じた上訴

そもそも DSU17 条上一般的に、上級委員会がある問題に対し法的判断を行うためには、当事国により上訴がされていることが必要となる。分析完遂も上級委員会の法的判断の一種である以上<sup>(2)</sup>、当事国から上訴がされた問題に対してのみ分析完遂を行えることは明らかである。DSU17 条 12 項は、「上級委員会は、その検討において、6 の規定に従って提起された問題を取り扱う」と規定している。これに従えば、上級委員会が審理する問題は、「パネルの報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法解釈」に対する申立として(6 項)「提起された問題」(12 項)となるが、本章との関係では後者の理解が重要となる<sup>(3)</sup>。

かかる「提起された問題 (the issues raised)」の意味はこれまで解釈上問題となつてこなかった。しかしパネルの審査範囲を規定する DSU 7 条 1 項中

---

(2) 本連載第一回で論じたように、分析完遂とは、パネル判断破棄後に(破棄した同一論点ないし、新たに判断の必要性が生じた別の論点に対して)上級委員会が自らの法的結論を出す行為を指すが、特に前者の論点に対してなされる分析完遂と通常の判断との境界は曖昧なものとも思われる。服部莉奈「WTO 上級委員会の「分析完遂 (completion of the analysis)」にみる司法敬讓 (1)」『上智法学論集』68 巻 1・2 号, 96 頁 (2024) 参照。

(3) DSU17 条 6 項の「パネルの報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法解釈」と関連する問題は次章以降で中心的に扱う。

の「紛争解決機関に付託された問題 (the matter referred to the DSB)」が、申立を行う当事国が提出するパネル設置要請に記載される内容と解釈されていることに鑑みれば<sup>(4)</sup>、同様に上級委員会の審理範囲を決定するのにもまた、上訴を行う当事国が提出する上訴通知に記載される内容であると合理的に理解できる<sup>(5)</sup>。

当事国が、上訴国として提出する上訴通知、ないしその他上訴国として提出するその他上訴通知に明記すべき具体的な内容は、上級委員会検討手続<sup>(6)</sup> (以下「検討手続」という。)の規定 20 (2) (d) 及び 23 (2) (d) が、(i) パネル報告書上の法的問題やパネルによる法解釈における誤りの特定 (identification of the alleged errors in the issues of law covered in the panel report and legal interpretations developed by the panel); (ii) パネルが解釈ないしは適用を誤った協定中の規定のリスト (a list of the legal provision (s) of the covered agreements that the panel is alleged to have erred in interpreting or applying); (iii) パネル報告上の問題の誤りが含まれる段落のリスト (an indicative list of the paragraphs of the panel report containing the alleged errors) を含む、上訴の性質に関する簡潔な記述 (a brief statement of the nature of the appeal) であると規定する。

また上級委員会先例によれば、上訴通知には、上訴国がパネルの法的判断ないし法解釈を誤りと考える理由まで含める必要はないが<sup>(7)</sup>、問題とするパネル判断の記載を怠った場合にはその点は上訴の範囲から排除されるという<sup>(8)</sup>。

上記の規定及び先例から、上級委員会が判断可能な「問題 (the issues)」と

(4) Appellate Body Report, *Guatemala — Anti-Dumping Investigation Regarding Portland Cement from Mexico*, ¶ 72, WT/DS60/AB/R (Nov. 20, 1998).

(5) See, Ricardo Ramírez Hernández, *Appellate Proceedings*, in PRACTICAL ASPECTS OF WTO LITIGATION 131 (Marco Tulio Molina Tejada eds., 2020); DAVID PALMETER ET AL., DISPUTE SETTLEMENT IN THE WORLD TRADE ORGANIZATION 364-367 (3 ed. 2022).

(6) Appellate Body, *Working Procedures for Appellate Review*, WT/ AB/ WP/ 6 (Aug. 16, 2010).

(7) Appellate Body Report, *United States — Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products*, ¶ 95, WT/ DS58/ AB/ R (Oct. 12, 1998).

(8) Appellate Body Report, *European Communities — Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas*, ¶ 152, WT/ DS27/ AB/ R (Sep. 9, 1997).

は、(少なくとも一方の当事国の) 上訴通知もしくはその他上訴通知において、問題とされる協定中の規定及びパネル報告書上の段落番号と共に提起された、パネル判断中の法的誤りであるということは明らかである。

ただし、上記(ii)中の「規定(the legal provision(s))」が指す意味は場合によっては必ずしも明確ではない。例えば、ある上訴通知においてパネルがGATT<sup>(9)</sup> 20条における(a)号において判断を誤ったとの主張が明記された場合、この上訴通知が適切に提起した範囲が、20条中の(a)号のみを指すといえるか、あるいは20条の柱書を含む20条(a)号全体を指すといえるのかは曖昧である。「規定(provision)」の文言それ自体は単に、“a clause in such a statement which makes an express stipulation or condition”<sup>(10)</sup>を意味し、条・項・号といった条文の構造に応じた単位とは関係なく、GATT20条全体も同20条中の(a)号もどちらも「規定」であると捉えられうる。しかし上記の異なる解釈のうちどちらをとるかによって、上級委員会が判断可能な範囲が、ある措置が「公徳の保護のために必要な措置」であるか否かに限定されるのか、あるいは「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しない」との条件を満たす、「公徳の保護のために必要な措置」か否かであるのかとの解釈も異なることになる。

GATT20条の各号適合性と柱書要件適合性は、パネルによりそれぞれ別個で検討され法的結論が出される。上記に挙げた通り検討手続の規定20(2)(d)及び23(2)(d)により上訴通知に記載すべきとされる要素の一つが(i)パネル報告書上の法的問題やパネルによる法解釈における誤りの特定であることを文脈として考慮すると、上記のような上訴通知の場合には、そこで誤りとされたパネル判断はGATT20条中の(a)号に関する判断のみであり、したがって柱書に関しては適切に上訴された問題に含まれないと解釈

---

(9) 「関税及び貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade)」を指す。以下では「GATT」と略す。

(10) provision-noun, 5., OXFORD ENGLISH DICTIONARY,

[https://www.oed.com/dictionary/provision\\_n?tab=meaning\\_and\\_use#28006931](https://www.oed.com/dictionary/provision_n?tab=meaning_and_use#28006931).

できる。

その一方で、上訴通知に明記されているのが (a) 号に関するパネルの誤りのみであっても、(a) 号と柱書から成る 20 条 (a) 全体を一つの「規定」と解釈し、柱書まで含めて上級委員会の審査対象とする解釈もありうる。

DSU 上で「規定 (provision)」という語を含む他の条文である DSU22 条 9 項は、「紛争解決機関が対象協定の『規定 (provision)』が遵守されていない旨の裁定を行う場合には…」と定めている。紛争解決機関はパネル・上級委員会判断に従い加盟国が協定上の特定の義務規定を遵守したか否かについて裁定を行うところ、少なくともここでの「規定」の意味とは加盟国に対して何らかの義務を生じさせる法規を指すと理解できる。

これに倣えば、検討手続の規定 20 (2) (d) ないし 23 (2) (d) が当事国に上訴通知に記載することを求め上級委員会の審理対象となることを想定する「規定」とは、加盟国の特定の権利・義務関係について定める WTO 協定<sup>(11)</sup>上の完結した法規 (例：問題の措置が GATT20 条各号に該当しかつ恣意的・差別的等でない方法で適用されており、GATT 上正当化可能であるか) であり、かかる法規に内包される法的要件 (例：ある措置が同 20 条 (a) 号に該当するか) ではない、と考えることができる。すなわち、各号該当性及び柱書要件適合性の双方の要件を満たした措置に対してのみ、同措置が有する GATT 上の義務規定に対する違法性を阻却するという同 20 条の法的効果に鑑みれば、柱書を含んだ 20 条 (a) 全体が上級委員会判断の対象となるべき一つの「規定」であると解釈できる。

以上の議論を改めて総括すると、DSU 及び検討手続によれば、上級委員会がある問題について分析完遂を行うためには前提として当該論点が適切に上訴されていることが必要となる。すなわちその問題が、(少なくとも一方の当事国の) 上訴通知において、パネル判断の法的誤りとして関連規定及びパネル報告書上の段落番号と共に提起されていることを要する。ただしこのうち「規定」の意味についてとりうる解釈は一つではなく、それによって、上級委員会は上訴通知に明確に記載された法的要件に限り分析完遂できるの

---

(11) 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」及びそれに付随する 1~4 の附属書の総称。

か、あるいは明確に記載されていなくとも記載された法的要件を包摂する一つの法規に対して分析完遂できるのかという解釈も異なりうる。

## (2) 明示的な分析完遂の要請の必要性

上述の通り、上級委員会がある問題について分析完遂を行うために当該問題が上訴通知にて適切に提起されていることの必要性はDSU上の一般的な規定から明らかな一方、その上でさらに当該問題に対する明示的な分析完遂の要請まで必要であるか否かについては明らかではない。というのも、分析完遂はDSUに明文の根拠を持たず判例法的に発展してきた上級委員会の慣行であり、上級委員会がそれを行うための、あるいは当事国が上級委員会にそれを行わせるための要件や方法等についてはDSUないし検討手続には何も定められていないためである。

ただし現実には当事国が上訴通知にて分析完遂を明示的に要請する実践は散見されてきた。一般的に上訴通知における上訴のされ方は様々であり、上訴の意思のみ明確にするものや<sup>(12)</sup>、上級委員会に対して明確にパネル判断の破棄を要請するものがある一方で、上級委員会に上訴やパネル判断の破棄のみならず明示的に「分析完遂」を求めるものも見られてきた。

一般的に言えば、パネルが付託事項から排除したり訴訟経済を行使した論点、すなわちパネルが実体的判断を行っていない新規の問題に対して当事国が上級委員会の自判を要請する場合には<sup>(13)</sup>、明示的に分析完遂の要請がされることが多い<sup>(14)</sup>。反対に、パネルの下した実体的判断に対して当事国が上級委員会に破棄及び自判を求める場合には<sup>(15)</sup>、単に上訴の意思が示される場合<sup>(16)</sup>と、パネル判断破棄の上分析完遂をすることを要請する場合の両

---

(12) 「～のパネル判断について上級委員会の見直しを求める (seeks review by the Appellate Body of the Panel's …)」との表現が典型的に用いられる。

(13) 基本的に本稿第二章(連載第一回所収)図2の(a), (b), (d), (f)で挙げた要請類型がこれに当たる。服部・前掲注2)97頁。

(14) E.g., WT/DS510/6, paras. 1, 2; WT/DS523/6, para. 2; WT/DS363/10, para.1.

(15) 本稿第二章(本連載第一回所収)図2での(c), (e)のような要請が該当する。服部・前掲注2)97頁。

(16) E.g., WT/DS282/6, para. 1; WT/DS345/9, paras. 1, 2, 3.

方が見られる<sup>(17)</sup>。

もっとも、上訴通知にて明示に分析完遂の要請までされておらず単に上訴するとのみ述べられているような場合でも、少なくとも一方の当事国の立場からは、パネルの判断が破棄された場合に上級委員会による同問題に対する法的判断が出されるところまで期待されると考えるのが合理的だろう。仮に上級委員会がパネルの法解釈や適用における誤りを認めたのみで、自身による法適用を怠ったまま手続を終了させれば、問題の措置が違反かどうかについて最終的な結論は出されず、この点について紛争は解決しないことになる。紛争解決制度を利用した当事国がこのような帰結を望んでいるとは理解しがたい。

では上級委員会としては、当事国からの分析完遂の明示的の要請がなくともパネル判断の破棄の後に自らの判断で分析完遂まで行うことができるのか。

DSU に定められる上級委員会の権限に照らすと、それは可能であると考えられる。前述の通り、上級委員会の審査対象は当事国が関連条文及び段落と共に上訴通知に提起したパネル判断の法的誤りとされるが、DSU17 条 13 項は、上級委員会は当事国が誤りであるとして上訴したパネルの法的認定及び結論を「支持し、修正し、又は取り消すことができる (may uphold, modify, or reverse)」と規定する。

このうち「修正 (modify)」とは、上級委員会がパネル判断の破棄の後に、パネルに代わって自らの正しい法解釈ないし法適用の方法を既存の事実に当てはめることで新たな法的認定・結論を出すことを意味すると考えられる<sup>(18)</sup>。こうした解釈に従えば、DSU17 条上は、上級委員会は、パネルが下した法的判断に対する上訴に関し、当事国による明示的な分析完遂の要請の有無にかかわらず、パネル判断を破棄した上で自判する権限をもつと解釈で

---

(17) E.g., WT/DS437/25, paras. 8, 10; WT/DS486/7, para.4; WT/DS476/6, paras. 17, 18.

(18) See, Joost Pauwelyn, *Appeal without Remand: A Design Flaw in the World Trade Organization Dispute Settlement and How to Fix it*, n. 30, ICTSD, Dispute Settlement and Legal Aspects of International Trade Issue Paper No. 1 (International Centre for Trade and Sustainable Development, 2007). また、『解説 WTO 協定』(外務省経済局国際機関第一課編, 1996) は DSU17 条 13 項について、「上級委員会が小委員会の法的認定及び結論を取消し自ら新たな法的認定及び結論を作成することができることを意味する」と解説する。

きる。

とりわけ個別紛争の事情によって、当該紛争の迅速かつ明確な解決のために問題の論点に対して上級委員会による法的結論を出すことが特に重要である場合には、かかる目的を紛争解決制度の任務とする DSU 3 条 3 項及び 7 項の下で、上級委員会に対して破棄でなく修正まで行うことが一層強く要請されると考えられる。

しかしながら、たとえ DSU 上上級委員会が上訴された全ての問題に対して自らの法的結論を出す権限を有しているとしても、DSU 3 条等の一般的な規定から派生し慣行として発展してきた分析完遂の裁量を上級委員会が行使するためには、上訴時点でそれを望む当事国の意思が明確とされていることを前提としてのみ行うべきであるとの見方もありうるだろう。個別紛争における分析完遂の可否に関する当事国の主張の中には、そうした立場に立つと思われるものもある。しかしその具体的な解釈は事案ないし加盟国によって一様ではない。

カナダ再生可能エネルギー事件では、カナダは上訴通知にて当該措置に GATT 3 条 8 項 (a) は適用されないとのパネル判断は誤りであるとして上訴したと同時に、意見書においては同規定に関するパネルの破棄に加えて分析完遂も要請した。これに対して EU は、カナダは上訴通知で自らの要請をパネルの誤りのみに限定しており、分析完遂をすることまでは要請していないため、上級委員会は分析完遂を控えるべきと主張した<sup>(19)</sup>。

また、チリ価格帯制度事件では、アルゼンチンは口頭審問での回答において、(チリが既に上訴していた) 農業協定 4 条 2 項についてもそれが紛争解決にとって必要であると明らかになった場合には分析完遂を要請すると補足した。これに対してチリは、アルゼンチンは自身のその他上訴国意見書の中でその要請を行っていないため、上級委員会は分析を完遂することはできないと反論した<sup>(20)</sup>。かかるチリの反論は、当事国は上訴通知でなくとも遅くと

---

(19) Appellate Body Report, *Canada — Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector*, ¶ 2.40, WT/DS412/AB/R, WT/DS426/AB/R (May 6, 2013).

(20) Appellate Body Report, *Chile — Price Band System and Safeguard Measures Relating to Certain Agricultural Products, Recourse to Article 21.5 of The DSU by Argentina*, ¶ 80,

も意見書の中で分析完遂の要請を行わなくてはならず、口頭審理の時点では遅すぎるためチリの防御権に関する適正手続が害されるとの懸念に基づくものと理解できる。

また米国・カナダ産軟材に関する ITC 調査事件 21.5 条手続においても、米国は、カナダが明確に分析完遂を要請していないので上級委員会はその要請を受け入れるべきではないと主張した。これに対しカナダは、「分析完遂」という文言こそ使っていないものの、上級委員会に対して「米国国際貿易委員会の決定が AD 協定<sup>(21)</sup> 3.5 条及び 3.7 条に違反したと判断する」よう求めたことで明らかに分析完遂の要請をしたと反論した<sup>(22)</sup>。

こうした当事国の主張・反論の例は、上級委員会に分析完遂を行わせるために上訴とは別にその旨の要請が必要であるとしても、その要請はいつまでになされるべきか、どのような文言でどれほど明確に要請されるべきか、といった点について加盟国間でも共通理解が存在せず争いの余地があることを示唆している。なお、上級委員会は上記のいずれの事例においても、いかなる要請が分析完遂を可能とするかという一般論についてはなんら言及をしていない。

上級委員会に対する分析完遂の明示的な要請の必要性に関するここまでの議論を総括すると、DSU 上は、たとえある問題について明示的な分析完遂が要請されていなくとも、その点が上訴さえされていれば、上級委員会は分析完遂に進むことが可能であると考えられる。ただし権限上許容されているとしても、当事者主義的な観点から、上級委員会は当事国から明確に要請されていない分析完遂裁量を自主的に行使すべきでないとの見方もあり得るだろう。加盟国の実践としては、上訴通知の中で分析完遂の要請をする例は多く見られるものの、上級委員会自身による説示が不在の中で、上級委員会が

---

WT/DS207/AB/RW (May 7, 2007).

(21) 「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定 (アンチダンピング協定) (Anti-Dumping Agreement)」を指す。以下「AD 協定」と略す。

(22) Appellate Body Report, *United States — Investigation of the International Trade Commission in Softwood Lumber from Canada, Recourse to Article 21.5 of The DSU by Argentina*, ¶ 143, WT/DS277/AB/RW (Apr. 13, 2006).

分析完遂をするために当事国がどのような要請をすればよいのかという点に  
関しての理解は定まっていないように思われる。

## 2. 上級委員会判断の検討

### (1) 上訴されていない論点に対する判断の可否

三. 1. (1) では、DSU 及び検討手続上、分析完遂を行うためにその問題  
が適切に上訴されていることは必要条件であると論じたが、上訴通知に記載  
すべき「規定 (provision)」（検討手続の規定 20 (2) (d) 及び 23 (2) (d)）が  
示す範囲についてはとりうる解釈に幅があること、その解釈のいかんによっ  
ては上級委員会は上訴通知に厳密には記載のされていない法的要件について  
も分析完遂可能と考えられると述べた。まずはこの「規定」の射程に関して  
上級委員会判断がとっていると思われる立場を明らかにしたい。

上述で挙げた上訴通知の例のように、実際に米国ガソリン事件では  
GATT20 条 (g) 号<sup>(23)</sup>、米国エビ事件では同 20 条柱書<sup>(24)</sup>、米国 AD/CVD  
関税担保通達事件では同 20 条 (d) 号<sup>(25)</sup>におけるパネル判断の誤りのみが  
上訴通知に明記されていた<sup>(26)</sup>。これに対し上級委員会は、ガソリン事件及  
びエビ事件については、誤りが主張されたパネル判断を破棄した後に上訴通  
知に記載のなかった残余の要件（前者の事件においては 20 条柱書、後者の事  
件においては 20 条 (g) 号）について判断した。米国 AD/CVD 関税担保通達

---

(23) WT/DS2/6.

(24) WT/DS58/11.

(25) WT/DS345/10, para. 3.

(26) これら 3 事例のうち共通する点は、いずれの事例においても意見書の中では明示的に  
残余の要件についての分析完遂の要請がされている点である。若干異なるのは、米国  
AD/CVD 関税担保通達事件では上訴通知では柱書について明示的には言及していなかつ  
たものの、他の 2 事例と違いパネル判断の誤りの指摘のみならず GATT20 条 (d) の下  
での「分析完遂」を明示的に要請していた点である（前注参照）。なお、これらの事例以  
降に出されたパネルが GATT20 条各号適合性を否定した判断に対する上訴では、パネル  
が柱書について判断していない場合でも、被申立国の上訴通知ではなんらかの形で 20 条  
全体が言及され予備的に分析完遂の要請がされている。See, e.g., WT/DS308/10, para. 2;  
WT/DS456/9, II 3. iii; WT/DS476/6, para. 18.

事件の上級委員会判断では、20 条 (d) 号適合性を否定したパネル判断が支持されたために柱書については実体的判断はされなかったものの、あくまで判断が不要であるとの理由で却下されたという意味でかかる上訴通知を根拠に柱書に対する自身の管轄が否定されたわけではない。

こうした上級委員会判断からは、これらの上級委員会判断が上記で論じた「規定」の解釈のうち、狭い意味での「規定」ではなく、完結した権利・義務関係を生じさせる法規という広い意味での「規定」の解釈をとっていることが窺える。仮に上級委員会が上訴通知に明記がないことを理由として GATT20 条全体についての判断を控えていれば、問題の措置が結局正当化可能なものであるのか否か結論が出されないことになる。その意味で、上訴通知に記載された「規定」の範囲を上記のように広くとり、かかる判断を行ったことは、迅速かつ明確な紛争解決を促進するものであったと評価できる。

かかる「規定」の解釈を前提とすれば、上記の事例（特に実際に判断を下した米国ガソリン事件及び米国エビ事件）は上級委員会は適切に提起された問題に対して分析完遂を行った事例と評価できる一方、他方で上訴通知において明らかに提起されていない規定に関して上級委員会が分析完遂をしたと思われる事例も存在する。

その一例であるカナダ雑誌事件では、GATT 3 条 2 項 1 文については上訴がされていたが、同項 2 文については上訴されていない中、上級委員会は 1 文に関するパネル判断破棄の後に 2 文について自ら分析完遂を行った<sup>(27)</sup>。

同事件について小寺 (1997) は、上級委員会は、GATT 3 条 2 項 1 文の同種性について判断できないかあるいはそれを否定した場合に 2 文の直接競合性について判断する必要性が生じるという意味で、米国ガソリン事件での GATT20 条各号と柱書との関係と同一の関係であると捉え、本件でも当事国による上訴がされていない中で判断を行った可能性があると指摘する<sup>(28)</sup>。

たしかに、ある産品間の関係が GATT 3 条 2 項 1 文の同種性が否定されて

---

(27) Appellate Body Report, *Canada — Certain Measures Concerning Periodicals*, DSR 1996:1, at 469-474, WT/DS31/AB/R (Jun. 30, 1997).

(28) 小寺彰「カナダの雑誌に係る措置上級委員会報告」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』35 頁 (経済産業省, 1997).

もなおより広い概念である直接競合性を満たす可能性はあり得<sup>(29)</sup>、にもかかわらず1文の判断を否定した後に2文の判断をしないとすれば、実際には認定されていたかもしれない当該内国税のGATT3条違反性が不明のままとなる。したがって、20条(g)号該当性が認められれば必然的に同条柱書との整合性が問題となるのと同様に、3条2項1文該当性が否定されれば必然的に同項2文が問題となり、上級委員会はそれについて判断することが求められる。その点では両者の関係は同一にも思われる。上級委員会は、3条2項1文と2文について「密接な関係」、「論理的な連結の一部」等と表現しており<sup>(30)</sup>、そうした規定間の関連性のことを指していたとも捉えられる。

しかしながら、小寺(1997)も指摘する通り、「GATT20条g号と同条柱書きの関係と、GATT3条2項1文と2文の関係は、同一ではなく、相当異なるもの」である<sup>(31)</sup>。

GATT20条の各号及び柱書は、両方の要件が満たされてはじめて、GATT上の義務規定からの逸脱という権利を加盟国に与えるものであり、各号と柱書の関係は補完的である。これに対して、GATT3条2項1文と2文に適用される産品は理論的には異なり(=同種産品か直接競合産品か)、また適用される産品間に対して生じる義務も異なる(=同一税率の課税のみ許容されるか、僅少な課税格差なら許容されるか)。すなわち、GATT3条2項1文及び2文はそれぞれ独立的に権利・義務の効果を生じさせる別の規定だといえる。したがって、当事国は双方について判断を求める場合には上訴通知においても双方の規定についてそれぞれ申立をしなければならないと考えるのが適切だろう。

またEC家禽事件において申立国ブラジルは、上訴通知では農業協定5条5項について言及していなかったものの、ECによるその他上訴に応じて提出した被上訴国意見書においては、同5条1項(b)に関するパネル判断の破棄を条件として同5条5項の分析完遂を要請した。上級委員会はこれに

---

(29) See, Appellate Body Report, *Japan — Taxes on Alcoholic Beverages*, DSR 1996:I, at 117, WT/DS8/AB/R (Oct. 4, 1996).

(30) *Canada — Periodicals* (AB), *supra* note 27, at 469.

(31) 小寺・前掲注28) 35頁。

じて、5条1項(b)に関するパネル判断を破棄した結果、5条5項に対して分析完遂を行った<sup>(32)</sup>。

本件における両規定の関係にも、上記のカナダ雑誌事件における GATT 3条2項1文と2文の関係と同様の指摘ができると思われる。農業協定5条1項(b)は農産品に対する価格ベースの特別セーフガードの発動要件、同5条5項はそのより具体的な発動条件である、発動価格と比較する対象農産品の輸入価格の算定方法を定めている。上級委員会はここでも両規定を「密接に (closely<sup>(33)</sup>) (inextricably<sup>(34)</sup>) 関連する (linked)」と表現している。問題の価格ベース特別セーフガードが WTO 協定適合性であるためには、5条1項(b)のみならず5条5項の要件も満たす必要があり、その意味で双方の規定には密接な関連性があるといえる。しかしながら、やはりこれらも別の義務を創出するものである以上別の規定であり、当事国はそれぞれの規定について上訴通知にて上訴する必要があるといえる。

したがって、カナダ雑誌事件及び EC 家禽事件で上級委員会が分析完遂を行った論点は、検付手続上の規定 20 (2)・23 (2) の上訴の要件を満たさず本来上級委員会が判断すべき問題ではなかったはずといえる。

それでもなお上級委員会が分析完遂を行った理由について、以下の要因があったと推測できる。

第一に、付託された紛争を解決するという自身の任務に対する上級委員会の意識の高さである。カナダ雑誌事件では、「パネル報告書に十分な基盤がある場合には我々は分析を完遂できるしすべきだと考える」と述べられ、さらに分析完遂をしないことは「怠慢である (would be remiss)」とまで表現されている<sup>(35)</sup>。EC 家禽事件でも「我々はパネルの5条1項(b)の判断を破棄した以上、分析完遂を行うべきである」と述べられている<sup>(36)</sup>。

---

(32) Appellate Body Report, *European Communities — Measures Affecting Importation of Certain Poultry Products*, ¶¶ 155–156, WT/DS69/AB/R (Jul. 13, 1998).

(33) *Id.*, ¶ 157.

(34) *Id.*, ¶ 166.

(35) *Canada — Periodicals* (AB), *supra* note 27, at 469.

(36) *EC — Poultry* (AB), *supra* note 32, ¶ 156.

実際、これらの事例においては、当該紛争にて問題とされる措置の協定適合性について結論を出すためには上記にみた上級委員会の判断が不可欠な状況であった。

第二に、適正手続保障に基づく当事国の上訴権の保護である。カナダ雑誌事件及びEC家禽事件において当事国による上訴通知上での上訴がないにもかかわらず上級委員会が分析完遂を行ったGATT3条2項2文及び農業協定5条5項は、パネルが訴訟経済を行使したためにパネルによる実体的な認定・結論が存在しなかった論点であった。当時の加盟国の中では、こうした論点に対してそもそも上訴可能であるかについての理解が曖昧であったか、上訴可能でないと考える余地があったと思われる。

EC家禽事件では、ECがブラジルによる被上訴国意見書での上訴は検討手続に従った適切な上訴ではないと主張したが、その際のブラジルの反論は以下のようなものだった。

「上級委員会は訴訟経済に基づいたパネルの認定に関してとるべき適切な手続について考慮しなければならない。パネルは農業協定5条5項及び4条2項に基づく請求を実体的に審査しなかったため、ブラジルが上訴すべき法的問題は存在しなかった。パネル判断に上訴するという行為は、上訴国が提起した根拠によって行われるだけでなく、その検討の結果として関連する法律上及び事実上の問題について被上訴国が取り上げることができる可能性に対しても開かれていなければならない。それをするのは適正手続保障 (due process) の原則にも適合している。上級委員会は、パネルの5条1項 (b) の認定を破棄するなら、紛争解決においてブラジルが有する権利を損なわせることのないよう、ブラジルが挙げた実体的な論点 (= 5条5項) についても判断すべきである。」(強調は筆者。)<sup>(37)</sup>

なお同様の主張は米国エビ事件でもなされていた<sup>(38)</sup>。こうした、「パネル

---

(37) *Id.*, ¶61.

が訴訟経済を行使した論点であったため上訴できなかった」という当事国の主張は、DSU17 条上の諸規定に基づきパネルが法的認定を行わなかった論点は上訴対象になりえないとの理解を前提にしていると推察しうる<sup>(39)</sup>。

周知の通り今日においては、当事国が上訴通知の中でパネルが訴訟経済を行った論点に対して上訴及びないし分析完遂を要請する状況は頻繁に見られる<sup>(40)</sup>。このことから、現在のところは加盟国間において、パネルがある問題について訴訟経済を行使し判断をしなかったことに対して上訴すること、あるいはかかる論点に対して分析完遂を要請することは可能との認識が普及していることが窺える。

しかしながら、実際にそのような上訴及び分析完遂の要請が当事国の上訴通知にてなされたのは、2005 年の EC 砂糖補助金事件が初であった<sup>(41)</sup>。そして同事件上級委員会により初めてパネルの「誤った訴訟経済」が DSU11 条違反であると説示された。反対に、カナダ雑誌事件や EC 家禽事件等の判断が出された WTO 初期においてはそのような実践はまだ見られておらず、パネルが訴訟経済を行った論点に対する上訴の可能性ないし方法について、上級委員会及び加盟国の間に一般的な理解が醸成されていなかった可能性がある。こうしたことから、これらの事例の上級委員会は、パネルが訴訟経済

(38) *US — Shrimp* (AB), *supra* note 7, ¶ 24.

(39) DSU17 条 6 項が上訴の対象をパネル報告の対象とされた法的問題ないしパネルの法解釈に限定し、同 13 項が上級委員会はパネルの法的認定及び結論を支持・修正・破棄できると規定していることから、上級委員会がパネルの検討していない問題について分析完遂を行えないとの解釈が導けることは、本稿第二章（本連載第一回所収）で既に述べた。服部・前掲注 2）92, 104-105 頁参照。これに関して上級委員会がどのような判断を行ってきたかについては本稿第五章（本連載第三回所収予定）を参照。

(40) *E.g.*, WT/DS294/28, (e); WT/DS282/6, para. 5.

(41) Appellate Body Report, *European Communities — Export Subsidies on Sugar*, ¶¶ 4, 5, WT/DS266/27 (Oct. 28, 2005). なお 2005 年より前は、WTO ウェブサイト上、当事国のその他上訴通知は公開されていなかった。これには上級委員会検討手続にて multiple appeals に関する規定 23.1 自体は 1996 年の初版から存在していたものの、“notice of other appeal”, “other appellant” という名称が正式に記載され始めたのが検討手続第 5 版 (WT/AB/WP/5) (2005 年 1 月) 以降であることが関係していると思われる。いずれにせよかかる事情により、筆者の 2004 年以前のその他上訴通知に対する分析は、上級委員会報告書中の記述の確認に留まる限定的なものとならざるを得なかった。

により実体的判断を行っていない法的論点に対する上訴可能性についてのDSU規定の曖昧性、及びそれについての加盟国間での理解が醸成されていなかった状況下での当事国の上訴権に関する適正手続保障を考慮して、上訴通知では明確に上訴されていない論点も上訴の対象として認めたと考えられる。

ただしEC砂糖補助金事件より前の主に初期の事件に関しても、上級委員会がそのような考慮を無制限に行い、上訴通知提出後に提起された問題であっても全て検討してきたわけではない。上級委員会は、そうした問題の中でもとりわけ上訴された規定との密接な関連がある規定に対してのみ分析完遂を行ってきたように見受けられる。上述の通り、カナダ雑誌事件及びEC家禽事件では、上級委員会は、適切に上訴された規定との密接な関連性を根拠として、上訴通知にて明記されていない他の規定（それぞれ農業協定5条5項・GATT3条2項2文）についても分析完遂を行った。その一方で、EC家禽事件でブラジルが意見書において農業協定5条5項と同時に分析完遂を要請していた同協定4条2項<sup>(42)</sup>については上級委員会は判断をしなかった<sup>(43)</sup>。同様に、米国ガソリン事件においても、パネルにより訴訟経済が行使されたTBT協定<sup>(44)</sup>2条諸規定について被上訴国意見書で条件付き上訴がされていたが、上級委員会は、TBT協定2条諸規定に関する問題は本来その他上訴通知を通じて上訴されるべき問題であって、仮に今回付された条件を満たしていたとしても判断していないだろうと述べた<sup>(45)</sup><sup>(46)</sup>。

さらに、少なくともEC砂糖補助金事件より後の事例では、パネルの訴訟経済に関する上訴権の適正手続的保障は一切考慮されてこなかったと思われ

---

(42) EC—Poultry (AB), *supra* note 32, ¶ 155. パネルは双方の規定について訴訟経済を行使していた。

(43) *Id.*, ¶ 171.

(44) 「貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade)」を指す。以下「TBT協定」と略す。

(45) Appellate Body Report, *United States — Standards for Reformulated and Conventional Gasoline*, DSR 1996:I, at 11, WT/DS2/AB/R (Apr. 29, 1996).

(46) ただし、そのような関連性が認められる規定に対する分析完遂であっても、DSU及び検討手続に照らせば本来適切に上訴された問題とは言い難く、客観的には分析完遂可能な問題とは評価できないという点は、既に上述で指摘した通りである。

る。前述の通り、現在では、パネルが認定を行っていない法的問題に対しても当事国が上訴通知においてパネルの訴訟経済の誤りを DSU11 条違反として上訴したり、当該論点に対する分析完遂の要請をしたりする実践が一般化している。こうした状況において、仮にある当事国がパネルが訴訟経済を行使した論点に対し上訴通知上で上訴せず後からその旨を表示したとしても、上級委員会が以前のように当事国がパネル判断の欠如を原因として適切に上訴できない可能性を考慮する必要はない。

そもそも初期を除いて当事国が上訴通知に問題の記載を怠る事例自体は多くないものの、稀にそのような事態が生じた場合には、やはり上訴通知に提起されていない規定に関する上訴については判断しないというのが上級委員会の基本方針であることが窺える。

例えば EU・中国産ファスナーに対する AD 税事件では、申立国の中国はその他上訴通知にて、「AD 協定 6.1.1 条に対するパネルの解釈及び適用の誤りについて上訴する」と述べていたが、意見書においては、「仮に上級委がパネルの解釈を支持した場合には、パネルが（その適用の際に）DSU11 条及び AD 協定 17.6 条に違反した点について上訴する」と新たにパネルの客観的検討義務違反の観点からも申立を行った。これに対して上級委員会は、EU の反論に同意し、「検討手続の規定 20 (2) (d) (ii) 及び 23 (2) (c) (ii) の下では、上訴通知/その他上訴通知において挙げられた規定の下での申立のみが適切に上訴された問題となるので、中国のその他上訴通知に含まれていない DSU11 条及び AD 協定 17.6 条に対する申立については、我々は判断を下さない」として取り扱わなかった<sup>(47)</sup>。

同様に、カナダ再生可能エネルギー事件での申立国カナダは、上訴通知においては、本措置は GATT 3 条 8 項 (a) によって同 4 項の適用を除外されないとのパネル判断の誤りのみを指摘しながら、意見書ではそれに加えて、GATT 3 条 8 項 (a) に関するパネル判断破棄に伴う GATT 3 条 4 項、TRIMS 協定<sup>(48)</sup> 2 条 1 項に関するパネル判断の破棄を要請した。EU は、カ

(47) Appellate Body Report, *European Communities — Definitive Anti-Dumping Measures on Certain Iron or Steel Fasteners from China*, ¶¶ 604-605, WT/DS397/AB/R, (Jul. 15, 2011).

(48) 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of

ナダは検討手続の規定20(2)(d)に求められるように、パネル報告上の問題の誤りが含まれる段落のリストを含む上訴の性質に関する簡潔な記述を行っていないとして、これらの問題に対する上級委員会の管轄を否定した<sup>(49)</sup>。上級委員会もその結論の中で「カナダはGATT3条4項、TRIMS協定2条1項について上訴をしていない」と述べており、EUと同様の見方で管轄を認めなかったと思われる。

なお、同事件でのEUの管轄権に関する反論への再反論として、カナダは、「カナダの上訴手続と上訴国意見書は同時に提出されたのだから、それらを併せて読めば、EUにとってカナダが主張する誤りとそれが求める救済は明らかであったはず」と主張している<sup>(50)</sup>。かかる指摘の通り、元々検討手続では上訴国及びその他上訴の意見書の提出期限がそれぞれの上訴通知提出期限よりも後に設定されていたところ<sup>(51)</sup>、2010年の改正以降、「同時の提出」が求められるようになった<sup>(52)</sup>。この改正後の手続に従えば、上訴通知ないしその他上訴通知を受ける相手当事国は、それらと同時に意見書を受け取ることから、たとえある申立が上訴通知に記載がなくとも意見書に記載されているという場合には、当該申立が適切に上訴通知に記載されていた場合と変わらず、その申立に対して最大18日の準備期間を経て反論する機会を得ることになる。したがって適正保障手続の観点からは、意見書における上訴を上級委員会が扱うことはさほど大きな問題を生じさせないと思われ、カナダの主張には一定の合理性は認められる。しかしながらこれに対する上記の上級委員会判断からは、上級委員会が検討手続に従って形式的かつ厳格に管轄範囲を画定していることが窺える。

---

Intellectual Property Rights)」を指す。

(49) Appellate Body Report, *Canada — Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector*, ¶2.40, WT/DS412/AB/R, WT/DS426/AB/R (May 6, 2013).

(50) *Id.*, ¶2.9.

(51) See, e.g., Appellate Body, *Working Procedures for Appellate Review*, WT/AB/WP/1 (Feb. 15, 1996); Appellate Body, *Working Procedures for Appellate Review*, WT/AB/WP/5 (Jan. 4, 2005).

(52) See, *Ramírez Hernández*, *supra* note 5, at 132.

## (2) 上訴されたが明示的な分析完遂要請がない場合の判断の可否

前項と対照的に、DSU 及び検討手続上に指針のない、分析完遂のために（上訴に加えてなお）分析完遂の明示の要請が必要であるか否かという点につき、上級委員会はそのような判断を行ってきたのだろうか。本稿第二章（連載第一回所収）<sup>(53)</sup>でも言及した通り、上級委員会はその旨の要請がある場合には概ね分析完遂可能性に対して検討を行ってきた。その一方で、そうした明示の要請がない場合の上級委員会の対応は事案により異なると思受けられる。この点、下記で事例分析をする。

まず、上級委員会が当事国による分析完遂の要請がなくとも上訴されたパネル判断に対して破棄した後に自判をした事例は多数存在する。

例えば米国マグロラベリング事件 21.5 条手続（一回目）の TBT 協定 2.1 条に関して、当事国から分析完遂の要請はなかったものの、上級委員会はパネルによるリスク分析の不十分性を指摘しつつ部分的に利用可能な事実認定が残っているとして措置の一部に関して分析完遂可能と判断した。その際には、分析の完遂が迅速かつ明確な紛争解決を確保する点が言及された<sup>(54)</sup>。また、EC エアバス事件の SCM 協定<sup>(55)</sup> 6.3 条 (a) (b) についても同様に、当事国からの分析完遂の要請はなかったものの、上級委員会は DSU 3 条 3 項の迅速な紛争解決目的に言及し、当事国間で争いのない事実に基づき分析完遂を行った<sup>(56)</sup>。米国ボーイング事件の SCM 協定 6.3 条 (c) に関して同様である<sup>(57)</sup>。なお、同事件では他の論点について EU から明示的な分析

(53) 服部・前掲注 2) 96, 105, 106 頁。

(54) Appellate Body Report, *United States — Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products, Recourse to Article 21.5 of The DSU by Mexico*, ¶¶ 7.231-7.266, WT/DS381/AB/RW (Nov. 20, 2015).

(55) 「補助金及び相殺措置に関する協定 (Agreement on Subsidies and Countervailing Measures) を指す。以下では「SCM 協定」と略す。

(56) Appellate Body Report, *European Communities and Certain Member States — Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft*, ¶ 1174, WT/DS316/AB/R (May 18, 2011).

(57) Appellate Body Report, *United States — Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft — Second Complaint*, ¶ 1274, WT/DS353/AB/R (Mar. 12, 2012).

完遂がされていたが、もちろんそちらについても上級委員会は対応しており、EUの分析完遂の要請に沿う形で検討を進めている。

あるいは、結果として分析完遂が行われていない事例でも、上級委員会が自発的に分析完遂可能性について検討した例は散見される。カナダ乳製品事件 21.5 条手続（一回目）はその一例で、上級委員会はパネルの農業協定 9 条 1 項 (c) の解釈の誤りを認定しその判断を破棄した後に、当事国からの分析完遂の要請はなかったものの、分析完遂が可能かどうかの検討をした。その際に上級委員会は本件の分析完遂のために必要な事実、それに関して提出されていた当事国の証拠、当事国間で争いのある点について検討し、結論としては十分なパネルの事実認定ないし争いのない事実が不足するために分析完遂は可能ではないと述べた<sup>(58)</sup>。

これらの事例からは、上級委員会が上訴された問題に関して、上訴通知において別途分析完遂を要請されていた場合はもちろんだが、されていない場合においても、紛争解決に貢献するとの自らの任務の下、パネル判断を破棄した後に自ら分析完遂可能性の検討に進んできたこと、そして事実がある限りにおいて実際に分析を完遂させてきたことが分かる。

しかし、こうした事例に見られる姿勢とはやや異なり、上級委員会が、上訴対象の問題についてパネル判断破棄の後に、分析完遂の検討に入る前に、当事国が分析完遂を求める意思を別途確認した事例もある。

米国・カナダ産軟材に対するダンピング最終決定事件では AD 協定 2.2 条等に関して、カナダは上訴通知にて上訴の意思は明確にするものの分析完遂の意思は明示していなかったが、上級委員会は「口頭審問においてカナダが我々に対して分析完遂を望むことを確認した」と述べて分析完遂可能性の検討に進んだ<sup>(59)</sup>。他にも米国・韓国産 DRAM 事件の SCM 協定 1.1 条 (a) (1) (iv) に関して上級委員会は、「いずれの当事国も書面手続において上級

---

(58) Appellate Body Report, *Canada — Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products, Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, ¶¶ 98-103, WT/DS103/AB/RW, WT/DS113/AB/RW (May 15, 2003).

(59) Appellate Body Report, *United States — Final Dumping Determination on Softwood Lumber from Canada*, ¶ 145, WT/DS264/AB/R (Aug. 11, 2004).

委が SCM 協定 1.1 条 (a) (1) (iv) を破棄した際に分析完遂を行うことまででは要請していない。しかし韓国は口頭審理での質問に対して分析完遂を望むと述べた」としてその可能性について検討した<sup>(60)</sup>。日本・韓国産 DRAM 事件でも同様の状況で同様の対応がとられている<sup>(61)</sup>。

これらの事例では結果としては事実の不足を理由として分析完遂不可と判断されたものの、事実に基づき分析完遂が可能かどうかについての検討には一旦進んでいる。しかしながら、その検討に進む前には当事国の分析完遂を求める意思が確認されていることから、上級委員会にとって単なる上訴が自動的に分析完遂の要請まで含むものと受け取られないことを示唆している。三. 1. (2) で上述した通り、ある問題が適切に上訴されている状態において上級委員会は、DSU 上、単なる破棄かもしくは自判を行う権限も有している。上記の事例では、かかる裁量をどう行使するかを選択に関して、上級委員会が自身の自律性を抑制し、当事国の意思を重視する姿勢が見られたといえる。なお、分析完遂要請の時期に関しては、これらの事例を見る限りにおいては、口頭審問の時点であっても認められうると考えられる。

他方、こうした事例ともまた大きく様相が異なり、上級委員会が、上訴されているが分析完遂を明示的に求められなかった特定の問題について、上記事例のように当事国の分析完遂の意思を確認することもなく、パネル判断の破棄をした後に単に審理手続を終了させた事例もある。

EC コンピュータ機器事件の GATT 2 条 1 項 (b)<sup>(62)</sup>、韓国水産物事件での SPS 協定<sup>(63)</sup> 5 条 6 項、2 条 3 項に関して<sup>(64)</sup>、上級委員会はパネル判断の

(60) Appellate Body Report, *United States — Countervailing Duty Investigation on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAMs) from Korea*, ¶¶ 194–198, WT/DS296/AB/R (Jun. 27, 2005).

(61) Appellate Body Report, *Japan — Countervailing Duties on Dynamic Random Access Memories from Korea*, ¶ 142, WT/DS336/AB/R (Nov. 28, 2007).

(62) Appellate Body Report, *European Communities — Customs Classification of Certain Computer Equipment*, ¶ 98, WT/DS62/AB/R, WT/DS67/AB/R, WT/DS68/AB/R (Jun. 5, 1998).

(63) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)」を指す。以下、「SPS 協定」と略す。

(64) Appellate Body Report, *Korea — Import Bans, and Testing and Certification Requirements for Radionuclides*, ¶ 5.37, 5.90, WT/DS495/AB/R (Apr. 11, 2019). パネルの違反認定に対し

解釈・適用の誤りを理由に破棄した後に、分析完遂が可能か否かの検討に進むことなく、手続を終了させた。こうした判断はある意味で上訴通知の内容に忠実であり、上級委員会が判断すべき範囲を抑制的に解釈したものといえる<sup>(65)</sup>。しかしながら、両事件においては上記の問題の解決が当該紛争全体の解決に対しても不可欠なものであった。上級委員会はDSU17条に認められる自身の判断権限と共に同3条の目的に照らして自発的に分析完遂可能性の検討を行うこともできたはずだが、上級委員会がそれを行わなかったために、結果として両事件において紛争が解決されない状態が招かれた。

このように、当事国の上訴通知において上訴はされているが分析完遂の要請はされていなかった問題に対するいくつかの上級委員会判断を概観した結果、DSU上そうした問題について破棄する裁量も分析完遂(修正)する裁量ももつ上級委員会が個別事例の中でその裁量をどのように行使するかについては一貫性がなく、事例ごとに異なる対応が見られることが明らかとなった。

### 3. 小括

本章では、第一に、DSU及び検討手続の関連規定を分析し、上級委員会が分析完遂可能性の検討を行うためにはその問題がパネル判断中の誤りとして関連規定等と共に上訴通知に記載されていることが必要であることを確認した。上級委員会は原則としてこれに従いながらも、厳密には上訴通知に記載されていない法的要件についても分析完遂を行う余地を残したほか、初期の一部の事例においては明らかに上訴通知に記載のない規定に対して分析完遂を行う判断も見られた。第二に、当事国は上訴した上で別途分析完遂の要請をする必要があるかどうかにつき検討した。DSU17条13項上の上級委員会の権限に鑑みれば、基本的に上訴さえされていれば分析完遂の明示の要請

---

て解釈・適用の誤りに関し上訴をしていた韓国は、そのパネル判断の破棄のみ求めていた。対して申立国であった日本は分析完遂の要請を行っていたが、それはパネルの証拠の扱いの誤りに関する破棄の要請を前提として予備的に行われたものであった。

(65) 韓国水産物事件上級委員会判断では、パネル判断破棄の後に「当事国より要請を受けていない」点が言及されている。

がない問題についても上級委員会が分析完遂を行うことは不適切ではないと論じた。そのような問題に対する上級委員会の実際の対応は一貫性を欠いており、分析完遂可能性の検討に自ら踏み込む事例もあれば、かかる検討に入らず単にパネル判断の破棄のみで手続を終了させる事例も存在した。

このように、上級委員会がある問題に対して、どれほど自律的・積極的に分析完遂可能性の検討に進むのか、あるいは抑制・回避するのかという判断は、事案によって異なってきた。こうした様々な判断の中でも、とりわけ当事国やその他の加盟国による批判や遺憾を惹起してきたのは、上級委員会がパネル判断破棄後に分析完遂可能性の検討に進まずに審理を終了させた事案である。EC コンピュータ機器事件で申立国であった米国は、上級委員会判断に対し以下のように不満を明らかにしている。

「他の事案では、上級委員会は単にパネルの理由付けにおける誤りを特定することに留まらず、パネルによる事実認定ないし争いのない事実がある場合には、次の段階に進み、自らの理由付けを当てはめることで、目の前の法的問題を解決してきた。米国は、上級委員会が同様のアプローチをとることを適切と考えなかったことに対して困惑している。確実性と終局性が効果的な紛争解決制度の基盤である。」<sup>(66)</sup>

かかる声明は、上級委員会が本件で分析完遂をしなかったことそれ自体に対する批判というよりかは、むしろ、自身が分析完遂可能性の検討に進むか否かに関する上級委員会判断の非一貫性、不確実性、予見不可能性に対する批判であると理解できる。

韓国水産物事件に関しても、韓国は本件判断の結果は日本が分析完遂の要請をしなかったことの当然の帰結であるとする一方で<sup>(67)</sup>、日本やその他の加盟国からは本件判断が WTO 紛争解決機関が目的とする紛争の迅速かつ明

---

(66) Dispute Settlement Body, *Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard on 22 June 1998*, at 4, WT/DSB/M/46 (Aug. 6, 1998).

(67) See, Dispute Settlement Body, *Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard On 26 April 2019*, para. 9. 25, WT/DSB/M/428 (Jun. 25, 2019).

確な解決をもたらさなかったことを問題視する声が上がった<sup>(68)</sup>。また日本の学界からは、「上級委員会はこれまでパネル判断を破棄した際に紛争を解決するために自判できるか否かを検討してきた」のであり「したがって、本件でも、少なくとも分析を完遂できるかどうかという観点からパネルの段階の証拠を検討すべきではなかったであろうか」<sup>(69)</sup>という疑義や、「十分な事実的基礎の条件が満たされているかにかかわらず、自判することを否定しているように見受けられ、従来の判断との間に齟齬が存在するように思われる」<sup>(70)</sup>との見解が示されている。また、個別事案の事情に鑑み自判し法的結論を出せないとしても、なぜそれができなかったのか、あるいはしなかったのかについて適切な理由を示さなかった点で、説明責任の観点からも問題があったとの評価もされている<sup>(71)</sup>。

もっとも、韓国の主張する通り<sup>(72)</sup>、日本が韓国の上訴によるパネル判断破棄に備えた分析完遂の要請を行っていれば、上級委員会は少なくとも自判可能性について検討していたはずとの見方も一理あると思われる。しかしながら、本稿三. 2. (2) で見た通り、上級委員会はこれまで、当事国により要請がある場合にのみ分析完遂を行ってきたのではなく、それがなくても紛争解決のために分析完遂を行ってきたのであり、上級委員会としていかなる判断をするのかは必ずしも予見可能ではなかった。仮に上級委員会がこれまでに、いずれかの明確な立場を採用し、自身が分析完遂を行える条件について明確にできていれば、本件の日本のような失敗は防げた可能性も否定できない。

しかしながら上級委員会は、その約 25 年の先例の蓄積の中でそれについて明確にする機会があったはずであるにもかかわらず、それを行うことをむ

---

(68) *Id.*, paras. 9. 3, 9. 13, 9. 15.

(69) 平覚「韓国-日本産水産物等の輸入規制上級委員会報告」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』24 頁 (経済産業省, 2019)。

(70) 北村朋史「時の問題 WTO 紛争解決手続の功罪：韓国水産物等輸入規制事件から見る加盟国の規制権限と WTO の紛争解決」『法学教室』468 号, 54 頁 (2019)。

(71) 関根豪政「第 6 章 WTO 紛争解決手続における透明性と説明責任」『国際経済紛争解決手続法』176-177 頁 (柳赫秀編, 2023)。

(72) Dispute Settlement Body, *supra* note 67, para. 9. 25.

しろ回避してきたように思われる。過去にはカナダ小麦事件で、カナダから、被申立国による「上級委員会が仮にパネルによる違反無しとの判断を破棄した場合には、分析を完遂して違反無しとの判断を改めて行ってほしい」との条件付き上訴は、被申立国の意見書で行えば足るのか、その他上訴通知で行わなければならないのか、について上級委員会の「指針」が求められた。しかし上級委員会は、本件において回答は不要としてそのような指針を示すことを避けている<sup>(73)</sup>。

以上の検討からは、上級委員会は、いかなる上訴に対して分析完遂可能性の検討に進むかに対して明確な基準を示さず、事案によって一貫しない判断を行うことで、柔軟な分析完遂裁量の行使をしてきたと結論づけられる。

#### 四. 十分事実条件に対する上級委員会の柔軟性

本稿第二章（本連載第一回所収）にて既述した通り、法律審である上級委員会にとって、「パネルによる十分な事実認定もしくはパネル記録上の（当事国間で）争いのない事実 (sufficient factual findings of the panel or undisputed facts on the panel record)」の存否は、上級委員会が目の前の問題について分析完遂を行えるか否かを判断するための実体的かつ中核的な基準となってきた（連載第一回同様これを「十分事実条件」という。）<sup>(74)</sup>。この基準は豪州サケ事件以降、分析完遂の文脈においていずれの事例についても一貫して適用されてきたものである。しかしながら、「十分」という概念それ自体が一定の主観性や曖昧性を孕むこと、また上級委員会自身によってより具体的にいかなる質・量の事実が上級委員会が分析完遂を行うに足る「十分」性を満たすかについて一般的な基準等が示されてこなかったことから、個別事例の中で上級委員会により判断される事実の十分性が、ある程度柔軟に判断されてきた可能性が考えられる。本章では、こうした十分事実条件の柔軟性、及びそれが上級委員会の司法敬讓の方法の一つとして活用されてきた可能性につい

---

(73) Appellate Body Report, *Canada — Measures Relating to Exports of Wheat and Treatment of Imported Grain*, ¶162-163, WT/DS276/AB/R (Aug. 30, 2004).

(74) 服部・前掲注2) 102-104 頁。

て検討する。

上級委員会の分析完遂可能か否かの判断における裁量性について検討する前に、分析完遂を行う際に上級委員会が利用できる「事実」の性質や範囲、及び分析完遂のために十分な事実が存在する可能性に影響を与えるだろうと考えられる要因として事案ごとの事実問題の複雑性について検討する。

## 1. 上級委員会が利用可能な「事実」とは何か

DSU17条6項及び12項で法律審としての権限を与えられる上級委員会が行えることは、法解釈及び法適用に限られるが、分析完遂とは、そのうち後者の法適用のプロセスに当たる行為である。よって分析完遂を行う際には当然ながらその法適用の対象となる事実が必要となる。上級委員会が分析完遂において基づくことのできる「事実」とは「パネルによる事実認定」ないし「パネル記録上の争いのない事実記録」である、ということは先例において繰り返し確認されてきたが、それらはより具体的にはどのような事実のことを指すのか。かかる検討は、事実審たるパネルのもつ二つの異なる役割の視点から行われる必要があるだろう。

パネルは、事案に応じて、「事実の第一審 (initial trier of facts)」もしくは事案に対する「(狭義の) 審査者 (reviewer)」として異なる役割を担うことが求められる<sup>(75)</sup>。

パネルが前者の「事実の第一審」<sup>(76)</sup>として審査をするのは、一般的に、問題となる協定が加盟国が従うべき義務を定めているものの、国内でとるべき手続に関しては規律していない場合とされる<sup>(77)</sup>。この場合、パネルが

---

(75) MICHELLE T. GRANDO, EVIDENCE, PROOF, AND FACT-FINDING IN WTO DISPUTE SETTLEMENT 231 (2010).

(76) *E.g., EC and Certain Member States - Large Civil Aircraft* (AB), *supra* note 56, ¶ 1317; Appellate Body Report, *United States - Countervailing Duty Measures on Certain Products from China*, ¶ 4.188-4.189, WT/DS437/AB/R (Dec. 18, 2014); Appellate Body Reports, *Australia - Certain Measures Concerning Trademarks, Geographical Indications and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging*, ¶ 6.320, WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R (Jun. 9, 2020).

(77) GRANDO, *supra* note 75, at 231.

「審査者」として機能する際とは異なり、パネルが措置の WTO 協定適合性を判断するために必要な証拠の収集は WTO 紛争解決手続の中で行われる<sup>(78)</sup>。そしてパネルは自ら、パネル記録上にある提出された全ての証拠を考慮し、それらの信頼性や重要性を評価し、事実認定のために利用する証拠を取捨選択して特定の事実を認定することが求められる<sup>(79)</sup>。

反対に、パネルが事実の「審査者」として審査をするのは、基本的に、問題の協定が明示的に加盟国の国内当局に対して協定上の手続的・実体的規準に従って加盟国の調査当局自身に決定を行う権限を与えている場合とされる<sup>(80)</sup>。AD 協定、SCM 協定の第 5 部 (相殺措置)、セーフガード協定に関する貿易救済事例は、パネルが審査者となる典型的な例である<sup>(81)</sup>。この場合パネルは、当局の事実認定が適切であったか及びその事実評価が公平かつ客観的であったかどうかを審査するため、主に当局がかかる決定に対して「合理的かつ十分な (reasoned and adequate) 説明」をしたかどうかを検討することを求められる<sup>(82)</sup>。このとき、パネル自身が独立した事実認定を行う権限

(78) *Id.*

(79) Rambod Behboodi & Sandeep Ravikumar, 'See You in Court': The Panel Process, in PRACTICAL ASPECTS OF WTO LITIGATION, *supra* note 5, at 101. かかる行為はパネルの任務であると同時にパネルの裁量事項であるとされる。See, Appellate Body Report, *Brazil — Measures Affecting Imports of Retreaded Tyres*, ¶ 185, WT/DS332/AB/R (Dec. 3, 2007).

(80) GRANDO, *supra* note 75, at 232.

(81) パネルの審査基準について規定する AD 協定 17.6 条 (i) の、DSU11 条と区別される独自の意味やその適用範囲の解釈についてはかならずしも明瞭にされてこなかったものの、実際先例においては、貿易救済措置全般の事実審査に関して同規定に反映されるような謙抑的な審査基準が適用されてきた。See, Panel Report, *United States — Anti-Dumping and Countervailing Duties on Certain Products and the Use of Facts Available*, ¶¶ 7.13-7.14, WT/DS539/R (Jan. 21, 2021). また、先例上、SPS 協定の 5 条 1 項に関しては同協定上の他の規定に比してより慎重な基準が適用され、特に同項の「基づく」との法的要件に関してはパネルは「合理的に支持するか」を審査するべきとされている点で、貿易救済措置に対する審査基準との類似性が窺える。See, Appellate Body Reports, *Australia — Measures Affecting the Importation of Apples from New Zealand*, ¶¶ 354-356, WT/DS367AB/R (Nov. 29, 2010).

(82) AD 協定 17.6 条 (i) 参照。See, e.g., *US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (Korea) (Panel)*, *supra* note 81, ¶¶ 7.16-7.17; Panel Report, *Morocco — Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel from Turkey*, ¶ 7.2, WT/DS513AB/R (Dec. 10, 2019).

はもたない<sup>(83)</sup>。そのような審査の際にパネルが基づくことのできる事実的記録は主に、当該加盟国の国内手続の中で収集され<sup>(84)</sup>、その決定当時当局の手元にあった記録に限定される<sup>(85)</sup>。

このようなパネルの事実審としての異なる役割ゆえ、役割の異なる事案ではパネルの手元に収集される事実記録(「パネル記録(“panel record”)」と呼ばれる<sup>(86)</sup>)及び、パネルの認定する事実は若干異なる。

まずパネル記録に関しては、パネルが事実の審査者となる事案では、主に加盟国当局が作成・公開した報告文書がパネル記録となる<sup>(87)</sup>。AD協定、SCM協定第5部上、加盟国当局は、確定的なAD税や相殺措置の賦課・適用について肯定的な決定を行った際には、関係国ないし関係者によって提示された論証や主張を採用または却下した理由などを含む、当該決定をもたらした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を、公告または別の報告書に記載しなくてはならないこととなっている<sup>(88)</sup>。セーフガード協定においても損害認定及びセーフガード措置適用に際しては、重大な損害等の証拠や措置の正確な説明を含む、すべての関連する情報がセーフガード委員会に通報されなくてはならない<sup>(89)</sup>。上述の通り、貿易救済案件におけるパネルの審査では、加盟国当局が当時当局が入手していた証拠に

---

(83) Appellate Body Report, *Russia — Anti-Dumping Duties on Light Commercial Vehicles from Germany and Italy*, ¶ 5.102, WT/DS479/AB/R (Mar. 22, 2018).

(84) AD協定17.5条(ii)は、パネルは「輸入加盟国の当局が適当な国内手続に従って入手した事実」等に基づいて問題を検討すると定める。

(85) E.g., Panel Report, *European Communities — Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton-type Bed Linen from India*, ¶ 6.45, WT/DS141/R (Oct. 30, 2000)。ただし、申立国が、当局が引用していない証拠記録について申し立て、その引用されていない証拠記録が、当局の評価が公平かつ客観的でないことを証明していると主張する場合等には、パネルが当局によってその報告書上に明示的に引用されていない証拠に基づくことが可能だと先例上解釈される。Panel Report, *Korea — Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Stainless Steel Bars*, ¶ 7.40, WT/DS553/R (Nov. 30, 2020)。

(86) 繰り返し述べてきた通り、分析完遂時に上級委員会が利用可能な事実は、「パネルの事実認定」のほか、「パネル記録(panel record)上の争いのない事実」とされている。

(87) 前掲注85)参照。

(88) AD協定12.2.2条；SCM協定22.5条。

(89) セーフガード協定12条。

基づいて下した判断が合理的かつ十分な説明により支持されるものであるかを審査することが目的となるため、基本的には（上記の規定上全ての関連情報が含まれていると想定される）当局が提出した公告・報告書の内容を検討する以上のことは行われぬ。

一方で、パネルが事実の第一審となるその他の多くの事案においては、より広範な種類の証拠がパネルの下に集まりうる。両当事国は自身の主張を支持するべく<sup>(90)</sup>、問題の措置の根拠となる法令等の公的文書はもちろん、その目的や実際の運用に関する事実を示唆する間接的な証拠のほか、ある製品の輸入や措置の導入がもたらす経済的、社会的影響を示す証拠などを提出することがある。これらに加えて、パネルはDSU13条等に基づき当事国政府以外の第三者（機関）に対して特定の情報や証言の提供を要請することがあるが<sup>(91)</sup>、そうしてパネルが入手した情報や証言等もまたパネル記録の一部となる<sup>(92)</sup>。

これらのパネル記録上の証拠のうち、パネルが自身の事実認定の根拠とした一部の証拠はパネル報告書上に記載されることとなる。しかしそれがパネル報告書上で参照されたか否かを問わず、そしてそれがパネルが事実の審査者としての役割の下収集された記録か第一審事案の下で収集された記録かに関わらず、関連する事実が当事国間で争われている以上、そうしたパネル記録上の証拠は、事実認定の権限を持たない上級委員会が直接利用できる事実ではない。法律審たる上級委員会が自らの法適用のために利用できる事実とは、上級委員会自身による追加の事実認定を必要とすることなくそのまま問

(90) See, Appellate Body Report, *Korea — Definitive Safeguard Measure on Imports of Certain Dairy Products*, ¶ 139, WT/DS98/AB/R (Dec 14, 1999).

(91) Katherine Connolly et al., *Evidence in WTO Dispute Settlement: From the Burden of Proof to Invisible Experts*, in PRACTICAL ASPECTS OF WTO LITIGATION, *supra* note 5, at 302–303. また Valles (2018) によれば、SPS 協定関連事案全 15 件中 14 件（同論文刊行時点）でパネルは科学的事項に関し専門家を委任したという（なお非 SPS 協定では米国エビ事件の 1 件のみ）。またパネルは専門家以外にも、他の国際機関に対し情報や助言を求める場合もある。こうしたパネルによる第三者（機関）からの情報収集の実践に関しても Valles (2018) を参照。Cherise Valles, *Different Forms of Expert Involvement in WTO Dispute Settlement Proceedings*, 9 J. INT'L DISP. SETTLEMENT 367 (2018).

(92) Connolly et al., *supra* note 91, at 303.

題の法規に適用できる事実であり、それは事実審であるパネルが記録上の証拠(「生の事実」とも言われる。)の評価を通じて認定した事実である。

次にパネルの認定事実に関して、パネルが審査者として機能する場合には一般的に、加盟国当局による事実評価の公平性・客観性や事実認定の適切性が、認定されるべき事実となる。以下で具体例を挙げたい。

例えば米国・カナダ産軟材に関する ITC 調査事件 21.5 条手続では、申立国であるカナダにより米国調査当局の「実質的な損害のおそれ」の認定に対するパネル判断の DSU11 条適合性が問われた。米国の認定に対して当事国間で争われていた論点の一つは、米国当局によるカナダ産軟材の輸入増加による実質的な損害のおそれがあるとの認定が、米国が基づいた証拠から支持されうるかどうかということだった。米国はこの点に関し、カナダの生産者が報告した対米輸出増加率に関する予測やカナダ国内の供給増加率の予測に関してはその価値を否定し考慮せず、むしろ自身が主張するカナダ生産者の輸出志向性の高さを論拠として、原審査パネルによって既にその結論を支持しないと判断されたカナダ産軟材の生産能力向上率に関する予測データに引き続き依拠しており、対してカナダはその証拠は米国の認定を支持しないと反論していた。パネルは米国当局の認定には合理的かつ十分な説明がされているとして関連規定に適合すると判断した<sup>(93)</sup>。

これに対して上級委員会は、パネルは、当局の説明が合理的かつ十分であるかを、問題の証拠に対して申立国が提起した別の説明も考慮することで「批判的かつ綿密 (critical and searching)」に審査しなければならないとし<sup>(94)</sup>、本件パネルは本来、「カナダ生産者による対米輸出量増加予測を受け入れなかった米国当局の決定の証拠的根拠が何で、その理由は十分であったか」、「カナダ生産者による自国市場での供給増加予測を否定する米国当局の決定に関連して、米国当局がかかる予測やその他のデータをどのように扱ったか」等について検討すべきであったとした<sup>(95)</sup>。上級委員会はパネルの

---

(93) Panel Report, *United States — Investigation of the International Trade Commission in Softwood Lumber from Canada, - Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada*, ¶¶ 7.17-7.57, WT/DS277/R (Nov. 15, 2005).

(94) *US — Softwood Lumber VI* (AB), *supra* note 22, ¶¶ 93, 113, 124, 130, 132.

DSU11 条違反を認定した後、具体的な分析完遂可能性の検討に進むものの、そのためには上記で挙げたカナダの生産能力に関する当局の判断を含む、様々な争いのある事実に関して検討しなければならず、上級委員会としてはそれはできないために分析完遂は不可能だと判断した<sup>(96)</sup>。

このように、パネルが事実の審査者となる場合の事実認定としては、加盟国当局がどのようにして証拠を評価し特定の事実を認定したのかに関する詳細な検討とその妥当性に対する批判的な評価が求められる。パネルはかかる検討のために当局が基づいた証拠の内容を考慮するが、パネルの分析の対象はあくまで当局の判断の妥当性であって、証拠が示す特定の事実それ自体ではない。

他方、パネルが事実の第一審として機能する場合に求められる事実認定とは、パネル自身による証拠の評価を通じた、争いのある事実問題に対する事実の確定を含む。

例えば、カナダ乳製品事件 21.5 条手続（一回目）においては、商業輸出入牛乳（CEM）のカテゴリが原審査の違反認定に基づく勧告の履行措置として新設されたが、その下での生産者による加工業者（輸出者）への牛乳販売が、農業協定 9 条 1 項（c）の意味での政府による「支払」を伴うか否かが問題となった。パネルは CEM での販売価格を、カナダ政府の管理する牛乳の国内市場価格と比較することで、CEM 下での販売には政府の支払が伴うと認定した。しかし上級委員会は、CEM での販売価格が生産者と加工業者との自由交渉により決定されるものであることから、政府の管理する国内市場価格とではなくむしろ牛乳の平均総生産費との比較がされるべきだったと判断した。カナダにおける牛乳総生産費には紛争当事国で争いがあり、それぞれが関連するデータを提出していた。しかしパネルは、先述のように国内販売価格をベンチマークとして採用したことから、争いのある牛乳の総生産費については事実認定を行わなかった。したがって、上級委員会は本論点に関してパネル判断を破棄するも分析完遂はできないと判断した<sup>(97)</sup>。

(95) *Id.*, ¶ 128.

(96) *Id.*, ¶¶ 158-161.

(97) *Canada – Dairy (Article 21.5 – New Zealand And US)* (AB), *supra* note 58, ¶¶ 98-103.

このように、パネルが事実の第一審となる場合、パネルは法解釈の上ではめに必要と思われる事実が何であるかを特定し、かかる事実について認定を行うべく、記録上にある様々な証拠の中から基づくべき証拠をパネル自身が選択しその証拠を評価することが求められる。

ここまでみたように、パネルが事実の審査者となる事案と事実の第一審となる事案においては、それぞれパネルにより認定される事実の性質は異なる。しかしいずれの場合でも上級委員会が分析完遂の際に基礎とできるのはそうした認定事実に限られるということは、上述した通りである。

ただし、既述の通り、たとえパネルが認定をしていない事実であっても、それが「当事国間で争いのない」事実である場合には、上級委員会はこれを直接利用することができる。そもそもそのような事実は、訴訟法でいうところの要証事実ではなく、証拠により証明・認定される必要がない事実であるためである。

しかしながら、なお留意すべきは、たとえある事実がパネルによる事実認定あるいは当事国間の争いのない事実であっても、厳密には上級委員会が利用可能な事実ではない場合があるという点である。WTO パネルを含む事実審においては一般的に、法適用に必要な事実(事実 X とする。)の存在を直接証明できる証拠がない場合、記録上にある間接的な事実から、「小事実 A 及び小事実 B から合理的に事実 X の存在が推定される」、といった事実の推定が行われることがある<sup>(98)</sup>。上級委員会は、こうした事実の推定についてもパネルの任務であると述べている<sup>(99)</sup>。したがって、たとえ小事実 A 及び小事実 B についてのパネルの事実認定もしくは争いのない事実が存在していたとしても、そこから法に適用するための事実 X を導くことは上級委員会の法律審としての制約から逸脱するため、かかる事実 A や事実 B は、上級委員会が利用できる「事実」ではないと言える。この場合上級委員会が基づくことができるのは、法のあてはめに必要となる事実 X が、パネルにより認定ないし争いのないことが確認されている場合だと考えられる。

---

(98) Appellate Body Report, *Canada – Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, ¶ 198, WT/DS70/AB/R (Aug. 2, 1999).

(99) *Id.*

## 2. 事案ごとの事実認定の困難性

前節に述べたパネルの事実審としての役割の違いゆえ、パネルが第一審となる場合にはパネルの事実認定行為の手續上の負担は増すことになる。

SCM 協定を例にとると、例えばある補助金が国内産業に損害を与えるか否かという問題は、パネルが事実の第一審となる第 3 部の相殺可能補助金の文脈においても、パネルが事実の審査者となる第 5 部の相殺措置の文脈においても争われ、それぞれの関連規定で観念される「損害」の概念は同一であるものの<sup>(100)</sup>、両者におけるパネルの事実審としての業務は全く異なる。

パネルが、審査者として加盟国当局の相殺関税の協定適合性を判断する場合には、加盟国当局がすでにその国内手續の中で、輸入量の著しい増加及び価格への効果 (SCM 協定 15.2 条)、輸入が国内産業に及ぼす影響 (同 15.4 条)、両者の因果関係 (同 15.5 条) 等に関する検討及び決定を行っていることが前提となる。パネルはかかる当局の決定が協定上の義務に適合しているか否かを判断するため、当局がそれらの決定を「実証的な証拠に基づいて」行ったか、及び様々な損害要因に対し「客観的な検討」を行ったかどうか (同 15.1 条) について分析することを求められる<sup>(101)</sup>。

他方、パネルが事実の第一審となってある補助金が相殺可能補助金に該当するかを判断する場合には、上記に挙げた相殺関税調査を行う加盟国当局の役割を、パネル自身が代わりに行うことが求められる。すなわちここでは、パネル自身が様々な損害要因に関する実証的証拠及び客観的検討に基づいて、問題の補助金が SCM 協定 5 条 (a) に該当する損害をもたらすものであるか否かを決定することになる<sup>(102)</sup>。その事実認定作業には、審査者の場合には行う必要のなかった、ある補助金が輸入国国内産業に影響を与えていること (あるいは与えていないこと) を示す様々な証拠の分析・評価まで要

(100) Panel Report, *European Communities and Certain Member States — Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft*, ¶ 7.2068, WT/DS316/R (Jun. 30, 2010).

(101) Panel Report, *European Communities — Countervailing Measures on Dynamic Random Access Memory Chips from Korea*, ¶ 7.276, WT/DS299/R (Mar. 24, 2004).

(102) *EC and Certain Member States — Large Civil Aircraft* (Panel), *supra* note 100, ¶ 7.2080.

することになる。

もちろん、このような役割の差異によってパネルが審査者となる場合の事案の事実認定がすべからく容易な作業となるわけではなく、事案や論点によっては複雑な事実認定を要するものも多々あり<sup>(103)</sup>、反対に、後述の通り、パネルが事実の第一審となる場合であっても事実認定は単純なものとなることもある。また、前節で例として挙げた事例からも示唆される通り、パネルがどちらの役割として事実認定を行うかに依らず、後に上級委員会によってパネルの解釈・適用判断が破棄される、またはDSU11条違反が認定される可能性は一定程度あり、その意味では上級委員会の分析完遂時にパネルの事実認定が不十分とされる可能性はどちらの場合にも同様に存在する。

しかしながらそれでもなお、こうしたパネルの事実審としての役割の違いに伴う事実認定作業の手上的相違の観点からは、一般的にパネルが事実の第一審の場合にはその事実認定にかかる負担は増大することが考えられる。特に、パネルが第一審として審査をする事案の中でも、問題とされる事実関係が複雑な事案では、パネルの事実認定の困難度は一層増すことが想定される。上級委員会の分析完遂可能性が、当事国間で争いのない事実がある場合を除いて基本的にはパネルによる事実認定の十分性に依存することに鑑みれば、ある事案においてパネルの事実認定の複雑性・困難性が高いことは、上級委員会の分析完遂の可能性をも低減させる一因になるとも考えられる。無論、各個別事案ごとにパネルが認定すべき事項及びその事実認定作業にかかる負担や困難性は異なるものの、複雑化・困難化しやすい事実問題とそうでない問題に関して一定の傾向は指摘できるだろう。

---

(103) 例えば、調査当局がSCM協定14条(d)の下での利益分析にて国外ベンチマークを使用した場合、補助金交付国における問題の産品市場が市場の一般的な状況でないか、そしてそのために当局が代替的に使用したベンチマークが適切であるか(必要に応じた調整がされているか)といった問題が争われる。パネルは、当局がこうした点につき国内手続において入手可能な証拠に基づく客観的な認定を行ったことが報告書上で十分に示されているか否かを批判的に評価するため、当局が依拠した様々な事実に関する証拠の検討を含む詳細な分析を行うことが求められる傾向がある。実例として米国-カナダ産軟材に対する相殺関税措置事件(DS533)や米国によるインド産熱間圧延鋼板の輸入に対するCVD措置事件(DS436)等を参照。

Connolly et al. (2020) は、申立国が自身が主張する事実に対して立証責任を果たすことの難易度は、(1) 違反の態様、(2) 問題とされる WTO 協定上の規定の性質、(3) 問題とされる措置の性質、の三要因に左右されると論じた<sup>(104)</sup>。一般的に申立国にとって立証が困難な事実は、パネルが当該申立国が立証責任を果たしたかを審査するために行うべき事実の評価も困難な作業となる可能性が高まると考えられ、したがってこれらの要因はここでも参考となると思われる。

まず、(1) 違反の態様に関して、Connolly et al. (2020) は、問題の措置の「事実上の」違反が申立の根拠としてされている場合には、措置の適用が實際上どのように WTO 協定違反を生じさせるかについての証拠が必要となり、法律上の差別よりも立証が困難となると指摘する。WTO において「事実上の」という概念は、GATT 1 条 1 項及び 3 条 2 項・4 項、GATS 2 条 1 項の下での最恵国・内国民待遇原則や、SCM 協定 3.1 条の下での輸出補助金・国内産品優遇補助金、TBT 協定 2.1 条の下での不利でない待遇原則、GATT11 条の下での事実上の輸出入の制限、SCM 協定 2.1 条 (c) の事実上の特定性に関して問題となってきた。

Van den Bossche は「法律上」と「事実上」の差別の認定の相違に関して、前者が、「法令、規制、政策の文言から」被申立国が特定の加盟国をその他の加盟国よりも不利に扱っていることが明らかとなる一方、後者については、「問題の措置の関連に関する全ての事実に対する審査によって」、それが實際上特定の加盟国からの産品を不利に扱っていることが明らかとなると説明する<sup>(105)</sup>。

そもそも法律上の差別であればその差別性は自明であることが多く、それでも紛争解決手続に持ち込まれるとすればその違反性が例外規定等により正当化されるか否かが中核的な争点となる場合が多い<sup>(106)</sup>。よって GATT 1 条・3 条等の無差別原則が正面から争われるほとんどの事案では、事実上の

---

(104) Connolly et al., *supra* note 91, at 307-308.

(105) PETER VAN DEN BOSSCHE & WERNER ZDOUC, *THE LAW AND POLICY OF THE WORLD TRADE ORGANIZATION* 341 (5 ed. 2021).

(106) 後述の米国・特定の中国産品に対する課税措置事件 (DS543) はその一例といえる。

差別の有無が争われてきたといえる。事実上の差別の有無に対する検討の中では、産品間の同種性(直接競合・代替可能性)の審査に際しては産品間の競争関係の有無が、不利な待遇の有無の審査に際しては競争条件への悪影響が分析されることとなる。こうした競争関係・競争条件に関する事実問題の分析には、異なる複数の要因が関連したり、間接的な証拠から事実上の推論を導く必要性が生じることから、その認定に詳細な事実認定を要することが多い<sup>(107)</sup>。

GATTのほか、TBT協定2.1条の不利でない待遇に関しても、措置が輸入品の競争条件に事実上悪影響を与えているかに関しては、当該事案に関する事実及び状況の全体を考慮に入れなければならないとされている<sup>(108)</sup>。加えて、同項ではその悪影響が正当な規制区分から生じているかも論点となるため、後述するような高度な事実認定が求められる事例もある。

またSCM協定3.1条(a)に関しても、先例において上級委員会は、法律上の輸出条件性でも事実上の輸出条件性でも、その認定に関しては、補助金の交付が輸出に紐づけられているかという法的要件が問題となるのは同様であるが、その条件性の証明のためにいかなる証拠が必要とされるかが異なるとした。そして前者が、関連法令や規則やその他の法的文書上の文言に基づき証明されるのに対して、後者に関してはそれを証明できる単一の法的文書が存在せず、補助金の交付に関連する事実の総体から推論されなくてはならないためより困難な作業が伴うと説明された<sup>(109)</sup>。

このように、事実上の差別性や輸出条件性等の認定には共通して、当事国により多数提出されるであろう証拠全体を考慮、評価し、推論を経て特定の実事を導き出すことが必要となる。したがって当然ながら法律上のそれが問

---

(107) 実際の例としては、同種の産品の競争関係を検討した事案として、フィリピン蒸留酒事件(DS403)、競争条件への悪影響を検討した例としてドミニカタバコ事件(DS302)、韓国牛肉事件(DS161)等を参照。

(108) *E.g.*, Appellate Body Report, *United States — Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes*, ¶ 206, WT/DS406/AB/R (Apr. 4, 2012); Appellate Body Reports, *United States — Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements*, ¶ 269, WT/DS384/AB/R (Jun. 29, 2012).

(109) *Canada — Aircraft* (AB), *supra* note 98, ¶ 167.

題となる事例と比較して事実認定の困難性は増す。

実際にパネルが事実上の差別を検討するにあたり複雑で高度な事実認定を求められ、そこでのパネルの瑕疵が上級委員会の分析完遂可能性を減じた例として、米国マグロラベリング事件 21.5 条手続（一回目）が挙げられる。本件では、マグロが捕られた漁場や漁獲方法に応じて設けられた異なる要件の下で「イルカ保護」の表示を認める米国措置の、TBT 協定 2.1 条適合性が問題となり、その中では同措置がメキシコ産マグロの競争条件に与える悪影響がイルカの殺傷リスクに応じた「正当な規制の区別」に基づくものであるか否かが争われた。かかる判断のためには、事実審であるパネルが、異なる漁場・漁法による相対的なイルカ殺傷リスクを評価することが重要であったにもかかわらず<sup>(110)</sup>、パネルは、イルカの殺傷リスクのうち、一部の種類の害に焦点を当て、別の種類の害については十分な分析を怠ったため、本来パネルに求められたリスク評価を十分に行えなかったと判断された<sup>(111)</sup>。本件のパネルの事実認定の難しさは上級委員会自身も認めるところであり、「(パネルが) 当事者により提出された非常に争いの多い証拠に照らしてそれぞれのリスクについて評価を行うことの困難さは否定しない」とも述べられるものの<sup>(112)</sup>、こうしたパネルの適切な分析の欠如により、「我々 (上級委員会自身) がこの点について分析完遂を行える能力も制限された」と判断された<sup>(113)</sup>。

次に、Connolly et al. (2020) が挙げる二つ目の要因である (2) 問題とされる WTO 協定上の規定の性質に関して検討する。同稿によれば、問題の措置が「実際に」悪影響が生じさせたことを証明する必要がある規定では、とくに立証が困難になりやすいという。措置の実際の効果も、多くの生の事実とそれらからの複雑な推論のプロセスを伴うものであるゆえ、裁定者が扱う

(110) *US — Tuna II (Mexico) (21.5-Mexico)* (AB), *supra* note 54, ¶ para. 7. 251.

(111) *Id.*, ¶¶ 7. 247, 7. 251.

(112) *Id.*, ¶ 7. 252.

(113) *Id.*, ¶¶ 7. 252-253. ただし、改正措置のうち一部分であった「決定規定 (determination provision)」に関してのみ、上級委員会はイルカ殺傷のリスク分析に依らずとも判断可能として分析完遂を行った。前掲注 54) 及び本文対応部分参照。

のものも最も難しい事実問題であるという指摘は、他の論者にもよってなされてきた<sup>(114)</sup>。

同稿がその典型例として挙げた SCM 協定の第 3 部における相殺可能補助金の認定は、多くの場合に、補助金が市場に与えた影響を立証するため、さらにそれを補助金以外の要因から独立させるため、複雑な経済学的モデルの検討を要する。上級委員会自身過去に、補助金と主張される著しい害 (SCM 協定 6 条) との因果関係の検討は「事実集約的 (fact-intensive) な行為であり、必然的に、広範かつ事案特有の証拠を含むことになる」と述べている<sup>(115)</sup>。

以下の米国綿花事件上級委員会の説示からも示唆されるように、そうした事実集約的な検討においてパネルが果たすべき責任は非常の重大なものといえる。

「SPS 協定 6 条 (c) を検討するパネルが事実の審査者ではなく第一審であるということを念頭に置き、我々は、同規定に関する申立を評価する際に関連するデータや情報を収集・分析するパネルの責務を強調する。本件での膨大な証拠に関するパネル記録には、複数の経済学的研究、実証的データや情報が含まれている。それに対してパネルは多数の質問を提起し当事国から詳細な回答を入手した。全体として、パネルが広範な分析を行っていることは明らかである。しかしパネルは、パネルが本件の価格連動補助金と著しい価格上昇阻害効果との関係に影響する様々な要因をどのように評価したかを正確に示すべく、その理由付けの中で、本紛争において生じた複雑な事実及び経済学上の主張についてより詳細な説明をすることができただろう。」<sup>(116)</sup>

---

(114) DANIEL LOVRIC, DEFERENCE TO THE LEGISLATURE IN WTO CHALLENGES TO LEGISLATION 108 (2009). とりわけ「著しい害」に関しては福永有夏『貿易紛争と WTO—ルールに基づく紛争解決の事例研究』226-227 頁 (2022) を参照。

(115) *US – Large Civil Aircraft (2nd complaint)* (AB), *supra* note 57, ¶1915.

(116) Appellate Body Report, *United States—Subsidies on Upland Cotton*, ¶458, WT/DS267/AB/R (Mar. 3, 2005).

先例では、米国綿花事件のほか、EC エアバス事件、米国ボーイング事件でも「著しい害」の認定に関して多様な要因が関連し検討された。先の米国綿花事件ではパネルの認定は上級委員会に支持され分析完遂の可否が問われる局面は生じなかったものの、EC エアバス事件 21.5 条手続（一回目）<sup>(117)</sup>、米国ボーイング事件の原審<sup>(118)</sup>、米国ボーイング事件 21.5 条手続の一部<sup>(119)</sup>では実際、パネル判断が破棄された後に事実不足のために分析完遂不可と判断された。

問題とされる規定の性質上事実集約的な認定作業を不可欠とするものと言え、他にも SPS 協定上の規定が挙げられるだろう。SPS 協定に関する科学的な事実問題は、パネルがこれまで多くの事例で専門家を選任してきたことから明らかであるように<sup>(120)</sup>非常に専門性が高く、パネルは大量の専門的な証拠を考慮した上で事実認定をすることが求められる<sup>(121)</sup>。

また SPS 協定固有の概念である、加盟国の衛星植物検疫上の「適切な保護の水準 (ALOP)」に関しても、一般的にパネルの事実認定が困難化しやすいことが指摘できる。先例上、ALOP の決定は措置をとる加盟国に課される黙示的な義務とされるが、措置国が決定した ALOP が SPS 協定を適用するために十分に明確でない場合には、パネルが記録上の議論や証拠全体から当該措置国の ALOP を確認・認定すべきとされる<sup>(122)</sup>。しかしこれまでの実際の判断においては、自国の ALOP に対して曖昧な主張を行う措置国に対す

(117) Appellate Body Report, *European Communities and Certain Member States – Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft, Recourse to Article 21.5 of The DSU by United States*, ¶¶ 6. 29. 6. 35. 6. 40, WT/DS316/ AB/ RW (May 15, 2018).

(118) *US – Large Civil Aircraft (2nd complaint)* (AB), *supra* note 57, ¶¶ 1268–1269.

(119) Appellate Body Report, *United States – Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft – Second Complaint, Recourse to Article 21.5 of The DSU by the European Union*, ¶ 5. 551, WT/DS353/ AB/ RW (Mar. 28, 2019).

(120) 前掲注 91) 参照。

(121) 例として韓国水産物事件（前出）のパネル判断の事実認定部分を参照。

(122) *E. g.*, Appellate Body Report, *Australia – Measures Affecting Importation of Salmon*, ¶¶ 205–207, WT/DS18/ AB/ R (Oct. 20, 1998); Appellate Body Report, *India – Measures Concerning the Importation of Certain Agricultural Products*, ¶ 5. 22, WT/DS403/ AB/ R, (Jun. 4, 2015).

るパネルによる ALOP の認定や適用上の誤りが指摘され、上級委員会によって破棄されるといった傾向がしばしば見られてきた<sup>(123)</sup>。豪州サケ事件及び韓国水産物事件における5条6項の判断は、ALOP の認定あるいは適用に関するパネルの判断が破棄され、上級委員会が分析完遂を行うことができなかった好例である<sup>(124)</sup>。

最後に、(3) 問題とされる措置の性質に関して、Connolly et al. (2020) は、最も立証が困難なのは不文の措置の存在を立証することだと論じている。不文の措置に関して、明文に規定される措置に比べて事実に関する申立国の立証及びパネルの認定の責任が一層重くなることは他の先行研究でも指摘されており<sup>(125)</sup>、いくつかある不文の措置<sup>(126)</sup>の類型の中でも明文化されていない包括的な措置の立証が特に困難であると論じられる<sup>(127)</sup>。かかる申立に対応するパネルは、そのような包括的措置の存在を立証するため提出される様々な(間接)証拠の評価を行い、申立国が高次の横断的な政策目的と各要素との因果関係を証明し複数の要素が相互に関係し個別の各要素と区別される単一の措置を構成していることを証明したか否かを、認定することを求められる<sup>(128)(129)</sup>。

---

(123) 濱田太郎「危険性評価と適切な保護水準—輸入国の規制権限の適切な保障をめぐって」『国際経済法の現代的展開—清水章雄先生古稀記念』483-488頁(須網隆夫ほか編、2023)参照。

(124) *Australia – Salmon* (AB), *supra* note 122, ¶¶ 204, 208, 211; *Korea – Radionuclides* (AB), *supra* note 64, ¶¶ 5.36-5.39. なお、両事例についてはかかるパネルの ALOP の認定・適用の妥当性を擁護しむしろそれを否定した上級委員会判断に瑕疵があるとの見方も出される。川瀬剛志「韓国・放射性核種事件にみる WTO 紛争解決手続きの限界—実効的な紛争解決を阻む不完全な二審制」『国際問題』686号、23-24頁(2019); Garcia, Frank Joseph, *The Salmon Case Evolution of Balancing Mechanisms for Non-Trade Values in WTO* (Boston College Law School Public Law and Legal Theory Research Paper Series, Sep. 2003).

(125) Cherise Valles et al., *Challenging Unwritten Measures in the World Trade Organization: The Need for Clear Legal Standards*, 22 J. INT'L ECON. L. 478 (2019).

(126) Valles et al. (2019) の整理では、不文の措置には、(1) 一般的かつ将来的に適用される不文の規則または規範 (a rule or norm of general and prospective application)、(2) 継続的な行為 (an ongoing conduct) (例:ゼロイング手法の継続的適用)、(3) (複数の要素から成る単一の) 包括的な措置 (an overarching measure)、(4) 単なる行為又は不作為 (an act or omission) (例:GMO に対する承認停止等) が含まれる。 *Id.*, at 460-461, 479-481.

(127) *Id.*, at 480.

ただし、法令等に明示的な根拠をもつ制度や措置であっても、その問題の措置の性質に起因して、パネルの高度な事実認定作業を要することもある。例えば、複雑な構造から成る国内税制に対する政府収入の放棄があったか否かの判断<sup>(130)</sup>や、市場取引では実現され得ない条件・規模の政府融資の利益性の判断<sup>(131)</sup>などが挙げられる。

上記 (1)～(3) に整理したような種類の事案ではいずれも、パネルは、場合によっては高度に専門的な内容の証拠を含む、多数の証拠の正確性・信頼性を評価し、それらの証拠の比較衡量を行い、困難な事実問題の命題について自身の結論を示すことが求められる。

そのような事案と対照的に、認定すべき事実が被申立国政府がその措置の適用の根拠とした特定の文書から直接確認できる場合にはパネルによる事実の認定は比較的単純にできるといえるだろう。

例として、豪州サケ事件では、SPS 協定 5 条 1 項の危険性評価要件適合性の審査においてパネルは、豪州自身が蔓延等の防止を目指す病原菌に対して行った危険性評価の妥当性を認定するべく、同国の提出した報告書を検討した。パネルは、当該報告書が本件の SPS 措置をとらなかった場合及びとった場合の病原菌の蔓延等のリスク評価をどれほど詳細に行っているかにつき、所見を述べた。上級委員会はパネルの同論点に関する適用を誤りとして

(128) Panel Report, *Indonesia Importation of Horticultural Products, Animals and Animal Products*, ¶¶ 7.256, 7.270, 7.465, 7.478, WT/DS477/R/, WT/DS478/R (Nov. 22, 2017); Panel Report, *Russia Tariff Treatment of Certain Agricultural and Manufacturing Products*, ¶ 7.282, 8.1 (g), WT/DS485/R, (Sep. 26, 2016).

(129) 例えば、アルゼンチン輸入制限事件においては、広範なセクターに対して輸入の際の条件を課した貿易関連要求措置が単一の措置として存在するかどうか争われ、直接証拠が限定的であったため、報道や政府高官や企業関係者の発言といった間接証拠に基づいて事実認定が行われた。Panel Report, *Argentina — Measures Affecting the Importation of Goods*, ¶¶ 6.38-6.231, WT/DS438/R (Aug. 22, 2014).

(130) ブラジル税制事件では、IPI 税の繰り延べが政府収入放棄に当たるかが争われた。Panel Report, *Brazil — Certain Measures Concerning Taxation and Charges*, ¶¶ 7.387-7.490, WT/DS472/R (Aug. 30, 2017).

(131) EC エアバス事件では、LA/MSF の貸付の利益性分析におけるプロジェクト別のリスクプレミアの算定額が争われた。EC and Certain Member States – Large Civil Aircraft (Panel), *supra* note 100, ¶¶ 7.432-7.481.

その法的認定を破棄したものの、報告書の内容に関するパネルの認定に基づいて法的分析を完遂することができた<sup>(132)</sup>。

他にも例えば、米国・特定の中国産品に対する課税措置事件では、パネルは、米国が301条報告書に基づいて中国産品に課した追加関税が米国の主張する公徳目的(中国の知的財産侵害への対抗)を達成するために必要な措置であるか否かを検討するべく、米国の301条報告書を検討した。その上でパネルは、同報告書上問題とされる中国の産業政策と関係のある産業と米国の追加関税の対象品目との間に密接な関連性がないことを認定した<sup>(133)</sup>。かかる事実も、限られた文書の検討から比較的容易に認定できるものであったと考えられる。

こうした事例との比較からも示される通り、一般論として、認定されるべき事実が複雑であるほどパネルの事実認定に課せられる負担は増す。そのような場合には、パネルは一層詳細で緻密な事実分析を行うことを求められると同時に、パネルの事実分析におけるDSU11条違反や法解釈・適用上の誤りによってパネル判断が破棄されたりすると、新たに必要となる事実もまた本来的にパネルの詳細な事実認定を要する事実であることが多く、上級委員会が分析完遂不能に陥りやすいように思われる。勿論、事実評価の複雑性・困難性の高い事案に関してもパネルの事実認定及び法的認定の精度や(上級委員会からみた)妥当性次第で、パネル判断自体が支持されるか仮にそれが破棄されたとしても分析完遂が可能である可能性は否定されない。しかしながら反対に言えば、このような事実集約的な事例で上級委員会がパネル判断を破棄した後でも分析完遂を行うことができるのは、パネルが非常に緻密な事実認定を行っている場合に限られるといえるだろう。

(本学法学研究科博士後期課程)

---

(132) *Australia – Salmon* (AB), *supra* note 122, ¶¶ 118–135.

(133) Panel Report, *United States – Tariff Measures on Certain Goods from China*, ¶¶ 7.163–227, WT/DS543/R (Sep. 15, 2020).